

関係団体の長 殿

岡山労働局長
(公印省略)

石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は労働者の安全と健康の確保対策にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて標記につきまして、別添の令和5年8月29日付け基発0829第1号により、厚生労働省労働基準局長から通知がありました。

今回の改正は、除じん性能を有する電動工具に関するもので、現行では、石綿障害予防規則第6条の2及び同第13条において、趣旨としては「湿潤化が困難な場合の代替措置として、除じん性能を有する電動工具の使用」が一つの方法となっていたところ、「湿潤化、または除じん性能を有する電動工具等」旨の規定に改正され、除じん性能を有する電動工具は、湿潤化と同等の措置になりました。なお、本通達の記の「第1 改正の趣旨」のなお書きにあるとおり、電動工具による石綿等の切断等を推奨する趣旨の改正ではないことにはご注意ください。この他、関係請負人への周知に関する規定も見直しがなされています。

つきましては、本改正について了知いただくとともに、会員や関係者等への周知について、ご協力をお願いいたします。